

④エコフロンティアかさま監視委員会を開催します

委員会は傍聴することができます。希望者は電話でお申し込みください。

日時 1月23日（金）午後2時～

会場 エコフロンティアかさま管理棟
2階多目的会議室（笠間市福田 165-1）

内容 (1) 前回会議録の確認
(2) 監視活動および意見交換等
廃棄物の受入
(3) 今後の監視活動計画（案）

申込期限 1月22日（木）午後4時

申・問 環境保全課（内線 127）

⑤岩間図書館「本のリユースフェア」を開催します

リユースフェアとは、保存期間が過ぎて除籍した雑誌や、寄贈図書の一部を提供するものです。どなたでも参加できますので、ぜひお越しください。

日時 1月31日（土）午前9時～午後5時
※午前8時30分より整理券を配布します。午前9時～10時30分までは整理券による入場制限を行います。午前10時30分以降は、自由に入場できます。

会場 市民センターいわま 2階会議室
（笠間市下郷 5140）

※午前8時30分に開庁します。

提供資料 図書等（寄贈本含む）：約2,600冊
雑誌：約1,500冊

入場料 無料
※1冊あたり10円程度の寄付にご協力ください。

持ち物 袋・ダンボール等は用意しておりません。必ずマイバックをお持ちください。

問 岩間図書館 TEL 0299-45-2082



⑥特設無料人権相談を開設します

毎日の生活の中で、人権に関する困りごとや法律上どのようなようになるのか解決に導くためのご相談です。

相談は、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が担当します。

相談内容についての秘密は厳守されますので、気軽にご相談ください。

日時	会場
2月3日（火） 午前10時～午後3時	市民センターいわま （笠間市下郷 5140）

問 社会福祉課（内線 157）

⑦東日本大震災に係る被災者生活再建支援金（基礎支援金・加算支援金）の申請受付期間延長のお知らせ

東日本大震災により、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対する生活再建支援金（基礎支援金および加算支援金）の申請受付期間が、次のとおり延長されました。

支給対象 居住する住宅が全壊、大規模半壊、半壊（住家を解体した場合のみ）した場合

申込期限 平成28年4月10日まで

問 社会福祉課（内線 157）

⑧登記相談の事前予約サービスを実施します

水戸地方法務局では、2月2日（月）から、登記に関する相談を事前予約できるサービスを実施します。

事前予約により皆さんの待ち時間が解消され、利用しやすくなります。

なお、相談時間は1人につき20分としますので、ご了承ください。

詳しくは、最寄りの法務局にお問い合わせください。

申・問 水戸地方法務局
不動産登記の相談 TEL 029-227-9922
会社・法人登記の相談 TEL 029-227-9926

⑨展覧会「水戸藩天狗騒乱と笠間地方」を開催します

2014年に笠間図書館で行った展覧会「水戸藩天狗騒乱と笠間地方」を、友部公民館・市民センターいわまで開催します。

市内に残る天狗騒乱ゆかりの地や現存する史跡の写真、史料等を2回に分けて展示します。天狗勢の焼討にあった土師の記録など、身近に残る天狗騒乱の跡を通じて、郷土で起こった歴史的な事件に目を向けてみませんか。

会場	期日	時間
友部公民館 1階ロビー （笠間市中央 3-3-6）	①1月9日（金）～2月4日（水） ②3月6日（金）～3月29日（日） ※月曜日は休館です。	午前9時～ 午後5時15分
市民センターいわま 1階ロビー （笠間市下郷 5140）	①2月6日（金）～3月4日（水） ②4月1日（水）～4月22日（水）	午前8時30分～ 午後5時15分

問 生涯学習課（内線 382）

⑩弁護士および法学部教授による無料法律相談会を開催します

相談日 ○2月5日（木）、3月18日（水）

弁護士 ^{あびこ かずこ} 安彦 和子さん

○2月21日（土）、3月10日（火）

国士舘大学 法学部・大学院教授 ^{やまぐち やすお} 山口 康夫さん

<共通事項>

相談時間 午前10時～午後3時（正午～午後1時を除く）

会場 笠間市消費生活センター（友部公民館内 笠間市中央 3-3-6）

定員 各日4名（要予約・先着順）

※相談は1件あたり1時間程度です。

※今回お受けできるのは相談のみで、弁護士に案件を依頼することはできません

申込方法 電話でお申し込みください。

申・問 笠間市消費生活センター TEL 0296-77-1313

⑪茨城県の特定最低賃金が改正されました

特定の産業に従事する労働者とその使用者に適用される特定最低賃金が、次のとおり改正決定されました。労使双方が合意したうえで最低賃金額未満の賃金を定めた場合でも、その賃金は無効とされ、特定最低賃金が適用されます。

特定最低賃金名	時間額
鉄鋼業	834円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	811円
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	806円
各種商品小売業	780円

効力発生日 平成26年12月31日（水）

問 茨城労働局賃金室 TEL 029-224-6216